

支援者向け

# 権利擁護支援連携協議会実務者会議 活用ガイドブック



---

権利擁護を必要とする方を支援するために

文京区社会福祉協議会  
権利擁護センター

TEL 03-3812-3156

# 目次

## 1 はじめに

権利擁護支援にむけて	4
① 権利擁護の支援が必要なのではないかと感じたら	6
例えば、支援していてこんなことはありませんか？	7
② 権利擁護支援に関わるスクリーニングシートの活用	8
権利擁護支援に関わるスクリーニングシートの結果を受けて	9
③ 実務者会議活用のタイミングと権利擁護支援に向けた検討の流れ	10

## 2 実務者会議で相談してみよう

実務者会議の活用 ① ～権利擁護に関わる支援方針の相談をしたい～	11
権利擁護に関わる支援方針の相談をしたいと思ったら	12
実務者会議で相談を行う時のご注意	13
地域福祉権利擁護事業、成年後見制度とは？ 知っておきたいポイント	14
法定後見制度を利用するには…	16
・ 申立人を誰にするか決める	
・ 成年後見制度の「区長申立て」ってどんな申立て？	
・ 後見人等候補者を誰にするか考える	
コラム 配偶者や親族の協力が得られるときには、どのようなお願いをすればいいの？	19

実務者会議の活用 ②  
～成年後見制度の申し立てに関わる相談をしたい～ ..... 21

実務者会議の活用 ③  
～成年後見人等への支援についての相談をしたい～ ..... 23

コラム 親族後見人への支援ってどんなことをしているの？ ..... 24

コラム ご本人のこととを把握しましょう ..... 25

知っておこう、その他の資源 ..... 26

### 3 こんな時はどうするの？

成年後見制度の申立てをするときのQ & A ..... 28

### 4 ガイドライン

意思決定支援について参考となるガイドライン ..... 30

### 5 様式

様式1 権利擁護支援方針相談シート ..... 31

様式2 成年後見制度活用検討シート(1) ..... 32

様式3 成年後見制度活用検討シート(2) ..... 33

様式4 本人情報シート ..... 34

様式5 モニタリング・バックアップ検討シート ..... 38

## 権利擁護支援にむけて

### ～成年後見制度利用促進に向けての中核機関設置の意義～

国の基本計画は、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる体制整備を進める計画です。また同時に、基本計画は、判断能力が十分でない方の権利擁護・意思決定支援を地域で推進することを重視しています。

地域における保健・福祉・医療等のネットワークと司法のネットワークとの協働、判断能力が十分でない方とその支援者が孤立しないチーム対応、専門職の協力体制を確保する「協議会」と家庭裁判所を含めた関係者の連携を確保する「中核機関」の設置が求められています。

平成30年4月27日発行

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室  
「成年後見制度利用促進ニュースレター 創刊号」からの一部抜粋

地域で権利擁護支援を必要としている方々や、そうした方々を第一線で支えておられる関係者のエンパワーメントが可能となるような、司法と保健医療・福祉等にまたがる連携と協働の仕組みづくりをつくりあげていきたいと考え文京区において次ページ記載の地域連携ネットワークを構築し、文京区社会福祉協議会が中核機関を受託しております。

このガイドブックは、判断能力が十分でない方を支援する皆様が、中核機関における要ともなる権利擁護支援連携協議会実務者会議を活用してくださることを目的に作成しました。作成にあたっては、権利擁護を支える関係者の皆様から多くのご協力をいただきました。改めて御礼申し上げますとともに、権利擁護に関わる多くの方々が是非支援の際にご活用いただけたらと思います。

#### 権利擁護とは

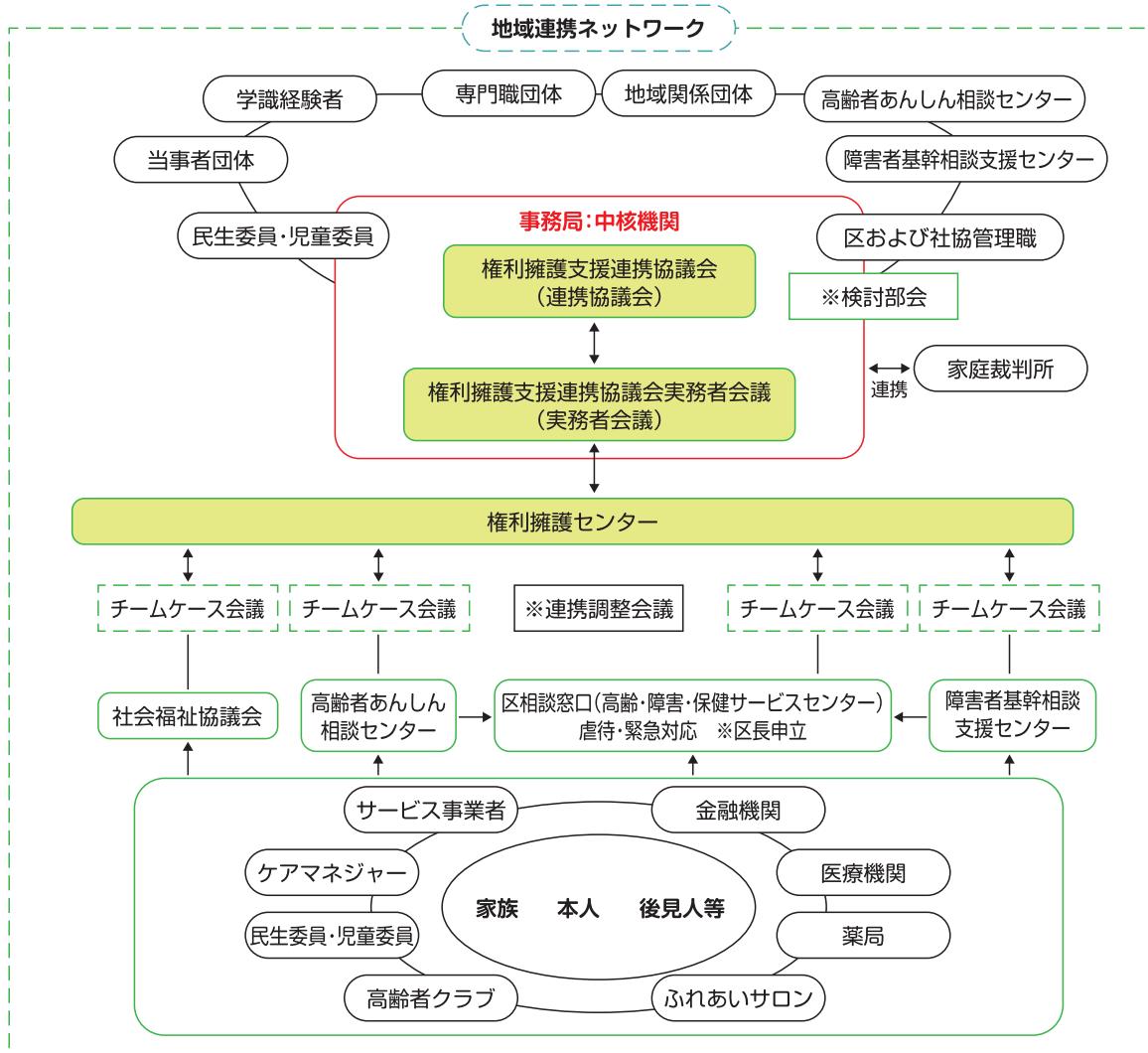
「権利擁護とは、判断能力が不十分な人々(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など)または判断能力があっても従属的な立場に置かれている人々等の立場に立って、必要な福祉サービス・医療サービス等の利用を援助し、財産を管理し、あるいは虐待を防止するなど、これらの人々の権利行使を擁護すること(実践としての権利擁護)である。

そのための提供体制(権利擁護システム)として、成年後見制度および地域福祉権利擁護事業など様々なシステムが導入されている。

「権利擁護サービスにおいて基本理念は自己決定の支援である」

(「社会福祉法の新展開」有斐閣 河野 正輝(2006年出版)P182より抜粋)

# 文京区における地域連携ネットワーク



会議体名	内 容	構成メンバー
権利擁護支援連携協議会	中核機関の運営や地域連携ネットワークに係る体制作りの推進、成年後見制度利用上の課題に対する提言等	専門職・学識経験者・相談機関・当事者団体・地域関係団体・区・社協の管理職
検討部会	協議会開催に向けた支援現場における課題の整理、権利擁護支援・成年後見制度についての意見交換等	専門職団体・相談機関の係長等・福祉政策課及び社協
権利擁護支援連携協議会実務者会議	個人情報を非識別化した相談事例に関する、専門職等による支援方針(成年後見等)の検討、専門職等による判断、モニタリング	専門職・学識経験者・相談機関・区相談窓口の係長等・福祉政策課及び社協(権利擁護センター等)職員
※連携調整会議 ※中核機関の報告により 福祉政策課が召集	支援調整困難で主管課が不明確なケースに係る情報整理、役割分担、支援の検討	主な支援関係者・支援の可能性のある所管の係長等・福祉政策課及び社協(権利擁護センター等)職員
チームケース会議 ※支援担当者等が主催	支援に必要な情報共有、支援の検討等	主な支援関係者・親族等

\*このガイドブックでは次ページより「権利擁護支援連携協議会」→「連携協議会」「権利擁護支援連携協議会実務者会議」→「実務者会議」と記載します。

## ① 権利擁護の支援が必要なのではないかと感じたら

日頃、利用者支援に携わるなかで、今、支援している方の権利擁護について、少しでも疑問や不安を感じたら、まずは関係者でカンファレンスを行い、課題を共有し関係者間で解決策を検討しましょう。

それでもまだ課題が残ったり、対応方法に不安がある場合は、ぜひこのガイドブックを活用し、実務者会議の利用を考えてみてください。このガイドブックは利用者支援に関わる福祉関係機関の皆様に実務者会議を有効に活用していただくことを目的に作成しました。

実務者会議は、

- 活用1** 権利擁護に関する支援方針の相談
- 活用2** 成年後見制度の申立てに関する相談
- 活用3** 成年後見人等への支援についての相談



どんな候補者が良いかしら?  
だれかが申立てする?

後見人と連携して支援が  
したいけど…

ができる会議体です。

実務者会議は、利用者の状況を把握している福祉関係機関等の支援者の方であれば、どなたでも相談できます。

会議の役割がよくわからない、会議に相談した方がよいのかどうかがわからない等々、権利擁護について困ったことがあれば、「権利擁護センター」にいつでもご相談ください。

### 権利擁護センター

平日 午前8時30分～午後5時15分

TEL : 03-3812-3156 FAX : 03-5800-2966

メール : [ansins@bunsyakyo.or.jp](mailto:ansins@bunsyakyo.or.jp)

〒113-0033 文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階  
社会福祉法人 文京区社会福祉協議会

<https://www.bunsyakyo.or.jp/>

「権利擁護センター」は、権利擁護支援の中核機関として、会議体の窓口となり、利用者を支援している皆様からの権利擁護のご相談に応じています。

「権利擁護センター」では、成年後見制度パンフレット「あなたのための成年後見制度」、地域福祉権利擁護事業パンフレットを配付しています。ご希望の方はご連絡ください。

内容は社会福祉協議会ホームページでもご覧いただけます。

[https://www.bunsyakyo.or.jp/service/kenriyougo/use\\_support/](https://www.bunsyakyo.or.jp/service/kenriyougo/use_support/)



## 例えば、支援していてこんなことはありませんか？

- ① 一人で生活している方が、家事が上手くできず、家が整理できない状況になっている。
- ② 通帳や印鑑を紛失してしまうことがあり、何度も通帳の再発行をしている様子がある。
- ③ 区役所からの通知や、家賃の減免申請通知が来ているが、放置したままで手続きをしていない様子がある。
- ④ 親族との関係が疎遠になっているご本人。徐々にご本人の判断能力も低下してきており、知人や支援者がやむを得ず金銭管理の支援をしてなんとか生活している。
- ⑤ いろいろな人が、高価なものを売りに来ている様子があり、自宅に次々と物が増えている。
- ⑥ 緊急入院によりご本人が所持している現金等の管理が必要になったが、ご本人の判断能力が不十分な状態で入院費用の支払いにも支障が出てきている。
- ⑦ ご本人の年金が、家族に使われている可能性があり、介護サービスの利用も十分とは言えない状態になっている。
- ⑧ 一人暮らしをしている知的障害のある方が、日常的な金銭管理が上手くできず税金や公共料金を滞納したり、生活費が足りなくなってしまうことがある。
- ⑨ 障害のある子どもがいるが、家族が亡くなった後に面倒を見てくれる人がいないようだ。

こんなケースに出会ったら、一度、権利擁護について考えてみましょう。

その他にも、ご本人の権利擁護について気がかりなことがあれば、一度スクリーニングシートを活用し、状態の確認をしてみてください。スクリーニングシートについてはP8を確認してください。



## ② 権利擁護支援に関するスクリーニングシートの活用

本シートは、福祉関係機関の職員として、ご本人の判断能力の程度を、日常生活の場面から確かめるための指標の一つとして、活用することを想定しています。

権利擁護支援に関するスクリーニングシート			
日常生活における判断能力の程度	ほとんどない	時々ある	いつもある
1 欲しいものを伝えたり拒否したりするなどの意思表示ができない。	1か月に1回未満またはその行為を行っていない。	1か月に1回以上、1週間に1回未満。	1週間に1回以上。
2 親しい人の区別がつかない。			
3 年齢、生年月日、今日の日付が分からぬ。			
4 自宅の住所や電話番号、今いる場所が分からぬ。			
5 預貯金の出し入れができない。			
6 医療費や介護費用、公共料金や家賃等の支払いが適切にできない。			
7 同じものを繰り返し購入したり、収入に見合った支出ができず負債や未納がある。			
8 同じことを繰り返したり、会話のつじつまが合わず、意思の疎通に支障がある。			
9 必要書類や通帳、保険証などをたびたび紛失するなど、書類管理ができない。			
10 約束の日時、服薬の時間や種類などを忘れる。			
11 幻覚、幻聴、幻視、被害妄想などがある。			
12 自宅、自室へ戻れなくなる。			
13 その他、認知症、精神障害などの判断能力低下と思われる状況がある。			

「時々ある」や「いつもある」に○があれば、「何らかの権利擁護支援が必要な状況」となっている可能性が高いと思われます。

## 権利擁護支援に関するスクリーニングシートの結果を受けて

権利擁護支援に関するスクリーニングシートを実施した結果、「時々ある」や「いつもある」に○があった場合には、ご本人を支援している関係者が集まって、課題の共有や対応手段の検討を行ってみましょう。

また、目に見えた形で課題が浮かび上がっていなくても、支援者が、ご本人の代わりに手続を行っていたり、管理しているようなことがあるのならば、適切な対応に向けた検討をする必要があると思われます。

その他にも、スクリーニングシートを実施して「何らかの権利擁護支援が必要な状況」との結果を基に、関係機関で集まって検討したけれど、

これから先、具体的にどの様に対応していくか分からない場合

ご本人に制度利用の必要性を説明したけれど、拒否している場合

地域福祉権利擁護事業(P14)と成年後見制度(P15)のどちらがご本人に必要なか分からない場合

対応手段を検討したが、課題解決に繋がらず、対応手段に不安が残る場合

権利擁護支援で課題に感じることがある場合

以上の場合は、「権利擁護センター」にご相談ください。

実務者会議で 支援方針の相談を行うためのサポートをいたします。



### ③ 実務者会議活用のタイミングと権利擁護支援に向けた検討の流れ

支援者による相談・発見・気づき → アセスメント・生活上の課題整理(チーム会議／(連携調整会議))

